

生徒・保護者のみなさまへ

学校納付金(第3期分)について(お知らせ)

★令和7年度第3期分学校納付金の納期限は、

令和7年10月20日(月)です。

●口座振替の登録をされている場合(8月末日までに金融機関で手続きされた方)

令和7年10月20日(月)に、ご指定の預金口座から引落されます。

※事前に通帳の残高をご確認ください。

●金融機関窓口で現金振込される場合

別途お渡しする第3期分の「納入通知書」により、裏面の金融機関窓口にて

令和7年10月20日(月)までにお支払いください。

⑨ 納付いただく額については、口座振替の方は「納入通知書兼口座振替納入案内書」、金融機関窓口で現金振込される方は「納入通知書」によりご確認ください。

⑩ 就学支援金を申請していない方は、学校徴収金に併せて授業料の納付も必要です。

納期限後に一定期間を過ぎて授業料を納付する場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、授業料の額に「大阪府税外収入延滞金徴収条例(平成22年大阪府条例第60号)」に定める割合を乗じて計算した延滞金が課せられます。

第4期分以降の口座振替の登録について

府立高等学校納付金の納入は、口座振替をご利用ください。

- 「納入通知書」の下についている「預金口座振替納入依頼書」をミシン目で切り離し、必要事項を記入して金融機関窓口へ提出ください。(ウラ面に記入例があります。)
- 「預金口座振替納入依頼書」の金融機関窓口への提出時期に応じて、各期から口座振替を開始します。
提出時期: **11月20日まで⇒第4期分から** / 11月21日～令和8年2月末⇒翌年度第1期分から
- 手続完了後は、口座振替開始をお知らせするため「納入通知書兼口座振替納入案内書」を配付します。
- 万一残高不足の場合は、納期限日の翌月20日と翌々月20日に再度振替します。
(ただし、第4期分については、1・2年生の再度振替は翌月20日のみ、3年生の再度振替はありません。)
- 口座の変更・停止以外は、再度の手続は不要です。